

2修理第1183号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名称 丸文通商株式会社

事業所の
所在地 福井県福井市和田中二丁目907番地

事業所の
名称 丸文通商株式会社 福井支店

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の
有効期間 令和3年5月16日から
令和8年5月15日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和3年2月12日

農林水産大臣 野上 浩太郎